平成２６年（フ）第８０号
群馬県太田市脇屋町201番地２、前住所群馬県太田市東別所町353番地１
破産者　原子　清司
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１５５８号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目11番２号
破産者　稲葉　三郎
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２６２号
横浜市中区本牧三之谷11番16―201号
破産者　板垣　恒司
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８１号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目244番地、従前の住所金沢市粟崎町４丁目３番地29
破産者　小川　伸二
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１４５号
静岡県湖西市境宿598―７　グリーンゲート109、開始決定時の住所石川県河北郡津幡町字太田は234番地７
破産者　辰己　克子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３７号
金沢市新神田１丁目10番123号　県営住宅２棟16号
破産者　藤本　一良
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
静岡県沼津市大岡2211番地の１　ハイツオオタケＢ202、前住所静岡県沼津市大岡774番地の２　アーバンシティ沼津大岡206
破産者　マカパガル　ラウロ　クボ
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
静岡県御殿場市東田中1016番地の15　メゾンドールⅠ102、前住所静岡県御殿場市中畑312番地の１
破産者　山崎　兌子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
静岡県富士市大淵2320番地の１　コーポサニー201号、前住所新潟市北区太夫浜新町１丁目６番18号
破産者　齊木　裕子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１１３号
静岡県富士市今泉3794番地の１　ステートピアＳＵＧＩＹＡＭＡ　１―Ａ号
破産者　和田　徳保
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１１５号
静岡県富士宮市小泉700番地の１　レオネクストエクセルⅢ108、前住所大阪府藤井寺市野中１丁目106番地の13
破産者　安冨　久人
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２８９号
静岡県浜松市東区将監町36番地の４　佐上ビル402号、前住所静岡県浜松市東区西塚町303番地の18
破産者　安間　尚美（旧姓小林）
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
兵庫県加西市倉谷町53番地の２
破産者　小田　浩史
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２９号
奈良県葛城市葛木164番地７、開始決定時の住所和歌山県橋本市高野口町名古曽367番地の12
破産者　實平　正一
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５５号
愛媛県松山市和泉北１丁目２番15号
破産者　向井　正美
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５６号
愛媛県松山市和泉北１丁目２番15号
破産者　向井　富子
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８０号
茨城県水戸市小泉町646番地の４　オークビレッジＡ棟
破産者　杉山　久子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７４号
福岡県宮若市宮田3871番地
破産者　迫　さゆり
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部